

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

報告事項件名	頁
1 足立区再犯防止推進計画（素案）のパブリックコメントの実施について・・・	2
2 足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果について・・・	4
3 足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正について・・・	7
4 ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託に係る簡易公募型プロポーザ ルの実施について・・・	18
5 「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」の 支給について・・・	20
6 「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業の実施について・・・	22

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

件名	足立区再犯防止推進計画（素案）のパブリックコメントの実施について
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内容	<p>「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法という）第8条第1項に基づく、地方再犯防止推進計画として策定する「足立区再犯防止推進計画」の素案（別冊資料）について、区民から広く意見を募集し反映させるため、パブリックコメントを実施する。</p> <p>1 計画策定の背景</p> <p>平成28年12月に再犯防止推進法が施行され、これに基づき国は平成30年度から令和4年度までの5か年を計画期間とする「再犯防止推進計画」を策定した。策定からまもなく5年を迎え、国は令和4年度内に新しい計画の策定を進めている。</p> <p>区においても、国の計画見直しの時期に合わせ、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「足立区再犯防止推進計画」を策定する。</p> <p>2 計画における将来像と取組方針</p> <p>(1) 目指す将来像</p> <p>「誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられる ひと・まち 足立」</p> <p>(2) 将来像を実現するための取組方針</p> <ul style="list-style-type: none">ア 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援イ 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的实施ウ 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施エ 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進オ 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進

3 素案作成までの経緯

時期	予定
令和4年 8月	・ 再犯防止に関連する事業の洗い出し作業を実施。
令和4年 9月	・ 足立区保護司会との意見交換会を実施。 ・ 区職員ほか東京保護観察所、東京拘置所、警視庁、足立区保護司会等で構成される「足立区再犯防止推進計画検討会」（以下、検討会という）を立ち上げ。
令和4年10月	・ 第1回検討会を実施し、素案を作成。

4 パブリックコメントの実施について

(1) 募集期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月24日（土）

(2) 実施の周知方法

- ・ あだち広報11月25日号掲載
- ・ 区ホームページ、Aメール、SNSによる周知

(3) 素案の公表方法

- ・ 区ホームページへの掲載
- ・ 福祉管理課にて閲覧及び配布
- ・ 政策経営課、区政情報課、中央図書館、各区民事務所にて配布

5 今後のスケジュール








時期	予定
令和4年11月 ～12月	・ パブリックコメント実施
令和5年 1月 ～2月	・ 意見に対する区の考え方整理（1月） ・ 第2回検討会（2月）
令和5年 3月	・ 厚生委員会に報告 ・ パブリックコメントの結果の公表 ・ 計画策定、公表

問題点
今後の方針

足立区基本計画、足立区地域保健福祉計画を上位計画とし、国や都の再犯防止推進計画と整合性を図りながら進めていく。

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

件名	足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果について					
所管部課	福祉部福祉管理課、福祉部障がい福祉課、福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課					
内 容	<p>令和3年度の福祉施設指定管理者の業務について、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>各施設の評価の詳細は、別添資料1から7のとおり。</p> <p>1 対象施設の指定管理者、令和3年度指定管理料、評価結果</p>					
		施設名称 (法人名)	指定管理料	評価点	得点率 (%)	評価結果 対前年度比
	1	高齢者在宅サービスセンター 西新井(西新井だいわ会)	9,760,000円	60.9	93.69	A+ (A) 
	2	綾瀬福祉園 (東京都手をつなぐ育成会)	154,829,553円	55.3	85.08	A (A) 
	3	大谷田 グループホーム (あだちの里)	30,600,627円	54.6	84.00	A (A) 
	4	ケアハウス六月 (聖風会)	78,753,980円	54.3	83.54	A (A) 
	5	大谷田ホーム (あいのわ福祉会)	27,841,961円	54.0	83.08	A- (A-) 
	6	総合ボランティアセンター 西綾瀬ボランティアセンター (足立区社会福祉協議会)	19,506,558円	53.6	82.46	A- (A-) 
	7	大谷田就労支援センター (あいのわ福祉会)	104,242,329円	53.1	81.69	A- (A-) 
<p>※ 得票率(%)は、評価点の満点(65点)に対する割合 評価結果の()は、前年度の評価結果</p>						

<評価基準> (満点は65点、標準点は39点)

満点に対する評価点割合	評価
90%以上	A+
83%を超え 90%未満	A
75%以上 83%以下	A-
67%を以上 75%未満	B+
59%を超え 67%未満	B
54%を超え 59%以下	B-
54%以下	C

2 評価対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3 評価委員会の開催

令和4年8月2日～9月1日 (書面開催)

4 評価委員会委員の構成 (計7名)

種別	氏名	推薦団体等
学識経験者 (有識者含む)	石橋 裕子【会長】	帝京科学大学
	長田 昌子【副会長】	社会保険労務士
	船野 智輝	公認会計士
区民関係団体	北島 小夜子	足立区民生・児童委員協議会
	大竹 恵美子	足立区女性団体連合会
区職員	稲本 望	施設営繕部長
	中村 明慶	福祉部長

5 業務評価の内容

(1) 評価目的

指定管理者の業務を適切に検証し、評価することにより、各福祉施設における利用者サービス向上を図ることを目的とする。

(2) 評価方法

新型コロナウイルス感染拡大により、合議によらず書面評決方式により実施した。

評価については、「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」に基づき評価シートを作成し実施した。なお、委員7名による各評価項目の平均点の合計を評価委員会評価点とした。

- ア 指定管理者による自己評価
- イ 担当課による日常点検・ヒアリング等に基づく評価
- ウ 評価委員会による評価

<提出資料>

1	施設概要を記載した書類	5	決算関係書類
2	協定書	6	事業実績報告書
3	労働条件チェックシート	7	アンケート調査結果または、東京都福祉サービス第三者評価の結果
4	業務従事者一覧	8	その他

6 公表

厚生委員会終了後、区ホームページで公表する。

問題点
今後の方針

各福祉施設利用者の利便性や満足度の向上を図っていく。

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

件名	足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正について
所管部課名	福祉部 親子支援課
内容	<p>第3回定例会において「足立区子どもの医療費の助成に関する条例」が改正されたことに基づき、同施行規則を以下のとおり改正したので報告する。</p> <p>1 改正理由</p> <p>子ども医療費助成制度の対象年齢を、18歳に達した日以後における最初の3月31日まで拡大するため条例改正を行ったが、改正条例に対応できるよう施行規則を改正した。</p> <p>2 主な改正の概要</p> <p>(1) 「高校生等」の定義の追加 「高校生等」：義務教育終了後18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) 何人にも監護されない高校生等を助成の対象とすること。</p> <p>(3) 有効期間を経過した医療証の返還を求めないこと。</p> <p>(4) 対象年齢を超えた者については受給資格消滅通知書を送らないこと。</p> <p>(5) 様式の追加・修正</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和5年4月1日</p>
問題点 今後の方針	医療証の申請が必要な現在高校1年・2年生の年齢の方へは11月末に申請書を送付し、遺漏の無いよう周知を図っていく。

改正前	改正後
<p>○足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 平成5年7月1日規則第42号</p>	<p>○足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 平成5年7月1日規則第42号</p>
<p>改正 足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則を公布する。</p>	<p>改正 足立区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則を公布する。</p>
<p>足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、足立区子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年足立区条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(用語の定義)</p>	<p>(用語の定義)</p>
<p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p>
<p>2 この規則において「乳幼児」とは、6歳に達した日以後における最初の3月31日までの者をいう。</p>	<p>2 この規則において「乳幼児」とは、6歳に達した日以後における最初の3月31日までの者をいう。</p>
<p>3 この規則において「児童」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外の者をいう。</p>	<p>3 この規則において「児童」とは、15歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児以外の者をいう。</p>
<p>(条例第2条第2項第3号の規則に定める者)</p>	<p>4 この規則において「高校生等」とは、18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者のうち、乳幼児及び児童以外の者をいう。</p>
<p>(条例第2条第2項第3号の規則に定める者)</p>	<p>(条例第2条第2項第3号の規則に定める者)</p>
<p>第2条の2 条例第2条第2項第3号に規定する規則に定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第2条の2 条例第2条第2項第3号に規定する規則に定める者は、次のいずれかに該当する者とする。</p>
<p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする当該子どもに係る未成年後見人</p>	<p>(1) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする当該子どもに係る未成年後見人</p>
<p>(2) 日本国内に住所を有しない父母がその生計を維持している子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該子ども</p>	<p>(2) 日本国内に住所を有しない父母がその生計を維持している子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該子どもと同居することが困難であると認められる場合にあつては、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該子ども</p>

改正前	改正後
<p>の生計を維持している父母が指定する者であって、日本国内に住所を有する者</p>	<p>の生計を維持している父母が指定する者であって、日本国内に住所を有する者</p>
<p>(条例第3条第1項の規則に定める者)</p>	<p>(3) 高校生等が、何人からも監護されておらず、足立区(以下「区」という。)が必要と認める場合の当該高校生等本人</p> <p>(条例第3条第1項の規則に定める者)</p>
<p>第2条の3 条例第3条第1項に規定する規則に定める者は、<u>足立区</u>の区域内に住所を有し、子どもを養育している者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>第2条の3 条例第3条第1項に規定する規則に定める者は、<u>区</u>の区域内に住所を有し、子どもを養育している者であって次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>
<p>(1) 養育している子どもが足立区の区域外に住所を有し、かつ、当該子ども及び子どもに係る医療費の助成を受けようとする者がいずれも足立区以外の地方公共団体が行う子どもに係る医療費の助成の対象とならないこと。</p>	<p>(1) 養育している子どもが区の区域外に住所を有し、かつ、当該子ども及び子どもに係る医療費の助成を受けようとする者がいずれも区以外の地方公共団体が行う子どもに係る医療費の助成の対象とならないこと。</p>
<p>(2) 前号に規定するもののほか、条例に基づく医療費の助成が必要と認められる特別の事情があること。</p>	<p>(2) 前号に規定するもののほか、条例に基づく医療費の助成が必要と認められる特別の事情があること。</p>
<p>(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)</p>	<p>(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)</p>
<p>第3条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条第1項に規定する子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。))がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。</p>	<p>第3条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、条例第6条第1項に規定する子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。))がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。</p>
<p>第4条から第6条まで 削除</p>	<p>第4条から第6条まで 削除</p>
<p>(条例第5条の医療証の交付申請)</p>	<p>(条例第5条の医療証の交付申請)</p>
<p>第7条 条例第5条による申請は、別に定める医療証交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p>	<p>第7条 条例第5条による申請は、別に定める医療証交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類</p> <p>(2) 同一の世帯に属さない子どもに係る医療費の助成を受けようとする者にあつては、子ども医療費助成制度認定調書兼同意書（第2号様式）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</p> <p>2 区長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、乳幼児の医療費に係る対象者にあつては乳幼児医療証（第3号様式）を、児童の医療費に係る対象者にあつては子ども医療証（第3号の2様式）を交付し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知する。</p>	<p>(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であることを証する書類</p> <p>(2) 同一の世帯に属さない子どもに係る医療費の助成を受けようとする者にあつては、子ども医療費助成制度認定調書兼同意書（第2号様式）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類</p> <p>2 区長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、乳幼児の医療費に係る対象者にあつては乳幼児医療証（第3号様式）を、児童の医療費に係る対象者にあつては子ども医療証（第3号の2様式）を、高校生等の医療費に係る対象者にあつては子ども医療証（第3号の3様式）を交付し、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知する。</p>
<p>（条例第6条第1項の規則で定める法令）</p> <p>第8条 条例第6条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>（医療証の有効期限）</p>	<p>（条例第6条第1項の規則で定める法令）</p> <p>第8条 条例第6条第1項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）</p> <p>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>(3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>(4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>(5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）</p> <p>（医療証の有効期限）</p>
<p>第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。</p> <p>（医療証の返還）</p>	<p>第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。</p> <p>（医療証の返還）</p>
<p>第10条 医療証の交付を受けた対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。</p> <p>（医療証の再交付）</p>	<p>第10条 医療証の交付を受けた対象者は、その資格を喪失したときは、有効期間内の医療証については速やかに区長に返還しなければならない。</p> <p>（医療証の再交付）</p>
<p>第11条 医療証の交付を受けた対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（第5号様式）により区長に医療証の再交付</p>	<p>第11条 医療証の交付を受けた対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書（第5号様式）により区長に医療証の再交付</p>

改正前	改正後
<p>を申請することができる。</p> <p>2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。</p> <p>3 医療証の交付を受けた対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。</p> <p>(条例第7条第2項の助成の方法)</p>	<p>を申請することができる。</p> <p>2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。</p> <p>3 医療証の交付を受けた対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を区長に返還しなければならない。</p> <p>(条例第7条第2項の助成の方法)</p>
<p>第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給された場合</p> <p>(2) 前号に定める場合のほか、区長が特別に認めた場合</p> <p>2 条例第7条第2項に規定する方法により子どもに係る医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書(第6号様式)により区長に申請しなければならない。</p> <p>3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として子どもに係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。</p> <p>(条例第8条の規則で定める届出)</p>	<p>第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</p> <p>(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給された場合</p> <p>(2) 前号に定める場合のほか、区長が特別に認めた場合</p> <p>2 条例第7条第2項に規定する方法により子どもに係る医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書(第6号様式)により区長に申請しなければならない。</p> <p>3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、区が国民健康保険法による保険者として子どもに係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。</p> <p>(条例第8条の規則で定める届出)</p>
<p>第13条 条例第8条第1項に規定する届出は、別に定める申請事項変更届又は資格消滅届(第8号様式)に医療証及び区長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(第9号様式)により行わなければならない。</p> <p>(受給資格消滅の通知)</p>	<p>第13条 条例第8条第1項に規定する届出は、別に定める申請事項変更届又は資格消滅届(第8号様式)に医療証及び区長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。</p> <p>2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届(第9号様式)により行わなければならない。</p> <p>(受給資格消滅の通知)</p>
<p>第14条 区長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書(第10号様式)により、当該対象</p>	<p>第14条 区長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書(第10号様式)により、当該対象</p>

改正前	改正後
<p>者であったものに通知する。ただし、当該対象者が死亡した場合は、この限りでない。</p>	<p>者であったものに通知する。ただし、当該対象者が死亡した場合及び当該対象者が養育している子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合は、この限りでない。</p>
<p>(損害賠償の請求権の譲渡)</p>	<p>(損害賠償の請求権の譲渡)</p>
<p>第15条 条例第9条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、子ども医療費助成制度に係る債権譲渡について(第11号様式)を区長に提出することにより行わなければならない。</p>	<p>第15条 条例第9条の2第1項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、子ども医療費助成制度に係る債権譲渡について(第11号様式)を区長に提出することにより行わなければならない。</p>
<p>2 条例第9条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(第12号様式)により行うものとする。</p>	<p>2 条例第9条の2第2項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書(第12号様式)により行うものとする。</p>
<p>(添付書類の省略)</p>	<p>(添付書類の省略)</p>
<p>第16条 区長は、この規則により申請書又は変更届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p>	<p>第16条 区長は、この規則により申請書又は変更届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成5年10月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成5年10月1日から施行する。</p>
<p>2 第7条第3項に規定する医療証については、平成5年10月1日から同年12月31日までの間は、資格認定通知書をもってこれに代える。</p>	<p>2 第7条第3項に規定する医療証については、平成5年10月1日から同年12月31日までの間は、資格認定通知書をもってこれに代える。</p>
<p>付 則(平成12年9月29日規則第98号)</p>	<p>付 則(平成12年9月29日規則第98号)</p>
<p>1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。</p>
<p>2 改正後の規則の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	<p>2 改正後の規則の規定は、平成12年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>
<p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により調製された帳票類で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>	<p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により調製された帳票類で残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p>
<p>付 則(平成13年7月11日規則第53号)</p>	<p>付 則(平成13年7月11日規則第53号)</p>
<p>この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成13年10月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>付 則（平成14年10月 1 日規則第64号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年12月26日規則第93号） この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年 4 月 1 日規則第51号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年 4 月 1 日規則第36号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年 9 月29日規則第54号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第 3 号様式による医療証で現に効力を有するものは、それぞれその有効期間に限り、この規則による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第 3 号様式による医療証とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成19年 9 月 3 日規則第69号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定並びに第 3 号及び第 3 号の 2 を除く様式の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所</p>	<p>付 則（平成14年10月 1 日規則第64号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成15年12月26日規則第93号） この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成17年 4 月 1 日規則第51号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年 4 月 1 日規則第36号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成18年 9 月29日規則第54号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第 3 号様式による医療証で現に効力を有するものは、それぞれその有効期間に限り、この規則による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第 3 号様式による医療証とみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成19年 9 月 3 日規則第69号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定並びに第 3 号及び第 3 号の 2 を除く様式の改正規定は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所</p>

改正前	改正後
<p>要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成20年 9 月30日規則第90号）</p> <p>この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年 7 月 1 日規則第69号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年11月30日規則第81号）</p> <p>この規則は、平成21年12月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年 9 月30日規則第57号）</p> <p>この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年 4 月 1 日規則第54号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年 3 月31日規則第29号）</p> <p>1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成28年 3 月15日規則第19号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成28年 3 月30日規則第47号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>	<p>要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成20年 9 月30日規則第90号）</p> <p>この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年 7 月 1 日規則第69号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成21年11月30日規則第81号）</p> <p>この規則は、平成21年12月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成23年 9 月30日規則第57号）</p> <p>この規則は、平成23年10月 1 日から施行する。</p> <p>付 則（平成25年 4 月 1 日規則第54号）</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成26年 3 月31日規則第29号）</p> <p>1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p> <p>付 則（平成28年 3 月15日規則第19号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成28年 3 月30日規則第47号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>

改正前	改正後
<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成29年12月8日規則第75号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成31年3月29日規則第44号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和2年7月13日規則第53号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成29年12月8日規則第75号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の足立区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。</p> <p>付 則（平成31年3月29日規則第44号） この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（令和2年7月13日規則第53号） この規則は、公布の日から施行する。</p>
第1号様式 削除	<p>付 則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>第1号様式 削除</p>
第2号様式（第7条関係）	第2号様式（第7条関係） （改正あり 添付省略）
第3号様式（第7条関係）	第3号様式（第7条関係） （改正あり 添付省略）
第3号の2様式（第7条関係）	第3号の2様式（第7条関係） （改正あり 添付省略）
第4号様式（第7条関係）	<p>第3号の3様式（第7条関係） （新設）</p> <p>第4号様式（第7条関係） （現行のとおり）</p>

改正前	改正後
第5号様式（第11条関係）	第5号様式（第11条関係） （改正あり 添付省略）
第6号様式（第12条関係）	第6号様式（第12条関係） （改正あり 添付省略）
第7号様式 削除	第7号様式 削除
第8号様式（第13条関係）	第8号様式（第13条関係） （改正あり 添付省略）
第9号様式（第13条関係）	第9号様式（第13条関係） （改正あり 添付省略）
第10号様式（第14条関係）	第10号様式（第14条関係） （改正あり 添付省略）
第11号様式（第15条関係）	第11号様式（第15条関係） （改正あり 添付省略）
第12号様式（第15条関係）	第12号様式（第15条関係） （改正あり 添付省略）

第3号の3様式(第7条関係)

(表)

④ 医 療 証								
負担者番号								
受給者番号								
高校生等	氏名							
	生年月日							
保護者	住所							
	氏名							
有効期間								
<p>上記の者は、足立区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を足立区が助成するものであることを証明する</p> <p style="text-align: center;">足立区長</p>								
交付年月日								

(裏)

御 注 意

- 1 この制度による治療をお受けになるときは、取扱病院・薬局等の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と被保険者証と一緒に提出してください。
- 2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払いください。また、高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証等を提示してください。
- 3 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。都外の病院等では使えません。
- 4 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 5 有効期間内に受給者の資格がなくなったときは、この証を下記の窓口にお返しくください。
- 6 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

問い合わせ先

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

件名	ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」委託に係る簡易公募型プロポーザルの実施について
所管部課名	福祉部 親子支援課
内容	<p>ひとり親家庭の自立に向け「交流・就労・相談」の三本柱で支援を行っており、「交流」支援として、「サロン豆の木」を委託で運営している。</p> <p>サロン来場者アンケートによる満足度も高く、離婚前後の方から同じ立場の方との交流要望もあり、今後も必要な事業と考えている。</p> <p>については、委託に係る簡易公募型プロポーザルの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 業務目的</p> <p>(1) サロン豆の木（企画型）</p> <p>ひとり親家庭や離婚を考えている方が気軽に集える場を用意し、親子で楽しめる催し物を提供する。経験・体験の機会を通じて、生活・子育てのストレスの軽減や親同士、子ども同士の仲間作りを促す。</p> <p>(2) サロン豆の木（相談支援型）</p> <p>ひとり親家庭や離婚を考えている方が抱える悩み・不安や困り事を語れる場を用意し、生活・子育てに関する情報提供や相談を受け付け、必要な支援へ繋いでいく。また、ひとり親家庭同士の交流により「孤立感の解消」や「自己有用感の向上」を図る。</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1) サロン豆の木（企画型）</p> <p>ア 毎月第2、4土曜日に約2時間、ひとり親家庭の親子向けの催し物の企画・運営を行う。感染症拡大防止の観点から、オンライン形式等弾力的な開催方法を取り入れる。</p> <p>イ アンケート等により来場者のニーズや満足度の把握に努める。</p> <p>ウ 4半期ごとに委託者と意見交換し、企画内容を検討する。</p> <p>(2) サロン豆の木（相談支援型）</p> <p>ア 毎月第3土曜日に約2時間、来場者の交流促進、相談、情報提供の場を設ける。感染症拡大防止の観点から、オンライン形式等弾力的な開催方法を取り入れる。</p> <p>イ サロン開催日以外においてもメール、LINE、電話等で対応できる体制を整える。</p> <p>ウ 相談内容や相談事例を集計・蓄積し、業務に活かしていく。</p> <p>3 委託期間</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>業務遂行が良好な場合は、2回まで更新可</p>

	<p>4 スケジュール(予定)</p> <p>(1) 令和4年11月18日(金) 第1回選定会議 (募集要件等の決定)</p> <p>(2) 令和4年11月24日(木) 公表</p> <p>(3) 令和4年12月9日(金) 参加表明書・提案書受付期限</p> <p>(4) 令和5年1月27日(金) 第2回選定会議 (提案書の特定)</p> <p>(5) 令和5年1月31日(火) 提案書特定結果公表</p> <p>(6) 令和5年3月下旬 契約締結</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>令和5年度からの実施に向けて、感染症対策を踏まえたサロン運営の企画やひとり親家庭支援に協力的で理解のある事業者を選定していけるよう、準備事務等を進めていく。</p>

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

件名	「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」の支給について
所管部課名	福祉部 親子支援課
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」事業を実施する。</p> <p>1 給付対象(令和4年10月末現在) 児童扶養手当受給者（ひとり親世帯）等 計 約5,600世帯</p> <p>(1) 10月31日までに、国事業の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（以下「国事業の特別給付金」という）の支給決定を受けたひとり親世帯の者 ※ 基準日（11/1）現在、支給要件に該当しない者を除く</p> <p>(2) 11月1日以降に、国事業の特別給付金の支給決定を受けたひとり親世帯の者 ※ 国事業の特別給付金の支給決定に基づき給付するため、原則、申請不要とする。</p> <p>2 対象児童数 約8,500人／5,600世帯</p> <p>3 支給額 対象児童1人につき50,000円</p> <p>4 スケジュール(予定)</p> <p>(1) 足立区情報公開・個人情報保護審議会（臨時） 令和4年11月9日 (2) 封入・封緘委託（一般競争入札・契約） 令和4年12月上旬 (3) 支給通知発送 令和4年12月下旬 (4) 支給日 令和5年1月中旬以降順次</p> <p>※ 11月1日以降の国事業の特別給付金申請者については、支給決定後、順次、足立区独自の給付金の支給を行う。</p>

	<p>5 主な経費</p> <p>合計 435,750千円</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 事業費（給付金）</td> <td style="text-align: right;"><u>425,000千円</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 事務経費等</td> <td style="text-align: right;"><u>2,750千円</u></td> </tr> <tr> <td> ア 郵送料、口座振込手数料等</td> <td style="text-align: right;">1,278千円</td> </tr> <tr> <td> イ 封入封緘委託料等</td> <td style="text-align: right;">1,472千円</td> </tr> <tr> <td>(3) システム改修等費用</td> <td style="text-align: right;"><u>8,000千円</u></td> </tr> </table> <p>令和2年度の国庫補助事業「ひとり親世帯臨時特別給付金（再支給）」と同規模の改修を想定。</p> <p>6 財源</p> <p>東京都補助金：事業費（給付金）×補助率1/2＝212,500千円 （見込）</p> <p>※ 残りの経費については国の地方創生臨時交付金を活用予定</p> <p>7 問合せ窓口</p> <p>親子支援課 本庁舎中央館3階（平日午前9時～午後5時まで）</p> <p>8 周知方法</p> <p>あだち広報、区ホームページで周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あだち広報（11月10日号、12月10日号） ・ 区ホームページ（10月20日～） 	(1) 事業費（給付金）	<u>425,000千円</u>	(2) 事務経費等	<u>2,750千円</u>	ア 郵送料、口座振込手数料等	1,278千円	イ 封入封緘委託料等	1,472千円	(3) システム改修等費用	<u>8,000千円</u>
(1) 事業費（給付金）	<u>425,000千円</u>										
(2) 事務経費等	<u>2,750千円</u>										
ア 郵送料、口座振込手数料等	1,278千円										
イ 封入封緘委託料等	1,472千円										
(3) システム改修等費用	<u>8,000千円</u>										
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>速やかな支給に向けて準備を進めていく。</p>										

厚生委員会報告資料

令和4年11月11日

件名	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業の実施について
所管部課	福祉部生活・暮らし臨時給付金担当課
内容	<p>電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯への支援として、国が新たに1世帯あたり5万円の現金を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」事業の実施を決定した。国の支給要領に従い、以下のとおり給付する。</p> <p>1 支給対象世帯</p> <p>(1) 住民税非課税世帯（プッシュ型） 基準日（令和4年9月30日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯 【支給手続き（予定）】 ア 区から対象世帯へ確認書を発送 イ 区へ確認書を返送 ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定 エ 口座へ入金後、振込通知書を送付</p> <p>(2) 家計急変世帯（申請方式） 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準） 【支給手続き】 ア 申請書と家計急変を証する資料（給与明細等）を区へ提出 イ 区は申請書の内容を審査の上、支給を決定 ウ 口座へ入金後、振込通知書を送付 【主な申請書入手場所】 区民事務所（16か所）、福祉事務所（5か所）、 くらしとしごとの相談センター（別館1階）、 地域包括支援センター（25か所）</p> <p>※（1）及び（2）の両方とも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。</p> <p>2 支給世帯数 約99,000世帯を想定 （住民税非課税世帯 97,500世帯、家計急変世帯 1,500世帯）</p>

3 支給額

1世帯あたり50,000円

4 処理スケジュール（予定）

対象者	通知発送	支給日
1 区非課税世帯（91,500世帯見込）	11月中旬	11月下旬以降順次
2 他自治体非課税世帯（6,000世帯見込） （令和4年1月2日以降転入）	11月下旬	12月上旬以降順次

※ 家計急変世帯は11月中旬に申請受付開始

※ 住民税非課税世帯、家計急変世帯ともに申請期限は令和5年1月31日（火）当日消印有効

5 主な経費

合計 5,202,050千円

(1) 事業費 4,950,000千円

(2) 事務費 252,050千円

ア 職員手当・旅費等 11,156千円

イ 需用費（事務用品、封筒等印刷経費） 6,000千円

ウ 役務費（郵送料、口座振込手数料、人材派遣経費） 96,294千円

エ 委託料（封入封緘、コールセンター業務等） 132,600千円

オ 使用料賃借料 6,000千円

※ 財源は全額国庫補助

6 専用コールセンター及び申請サポート窓口

(1) コールセンター（外部委託）

11月1日（火）開設

電話番号：0120-247-035（平日午前9時～午後8時まで）

(2) 申請サポート窓口（人材派遣従事）

11月1日（火）開設

本庁舎中央館1階（平日午前9時～午後5時まで）

7 周知方法

対象世帯に対して、支給要件確認書を送付するとともに、あだち広報11月10日号及び区ホームページにて詳しく周知した。家計急変世帯への給付金については、町会・自治会や住区センター等にチラシを配布し、周知に努めていく。

問題点
今後の方針

給付金を一日でも早く区民にお届けできるよう、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。